

積極的に利用して資源ごみの再資源化を進めましょう

資源物専用指定袋での収集が

10月7日から始まります

プラスチック製容器包装

※食品や洗剤が入っていた容器は軽く水洗いして出してください。

お菓子の袋など 肉や野菜のトレーなど シャンプーなどのボトルやエコキャップ

CD ケースなどプラスチック製雑貨 発泡スチロールなど カップやパックなど

ペットボトル

※プラスチック製容器包装とペットボトルは別の袋で出してください。

こんな資源ごみも、入れることができますよ。

資源物専用指定袋で出せるもの

●生ごみなどの燃やせるごみを入れる
●金物やガラスなどの燃えないごみを入れる
●プラスチック製容器包装とペットボトルを一緒にする

こういう出し方はダメです

資源物専用指定袋でのプラスチック製容器包装（プラスチック類）とペットボトルの回収が、10月7日から始まります。

資源物専用指定袋は、従来の青色の指定ごみ袋（大）より20リットル分も大きいので、たくさん入ります。しかも、引っぱり強い素材を使っているため、詰め込んでも破れにくいのが特徴。10枚入りが200円、青色の指定ごみ袋の取扱店で販売しています。

もちろん、今までどおり青色の指定ごみ袋でも、プラスチック類やペットボトルを出すこともできます。でも逆に、資源物専用指定袋で燃やすごみは出せません。燃やすごみや、金物などの不燃ごみが混ざっている場合は、収集しません。ごみを出すときは、正しいごみの分別をお願いします。

問い合わせは、市廃棄物対策課 ☎72・1334)まで。

住民基本台帳カードの多機能化 10月9日スタート

住民基本台帳カードが自動交付機と図書館で使えます



市民カードや図書館利用カードの機能が住基カード1枚に

10月9日から、住民基本台帳カード（住基カード）に、市民カードと図書館利用カードの機能を持たせることができるようになります。市役所で手続きをすれば、住基カード1枚で自動交付機で住民票や印鑑登録証明書、納税証明書が取れるようになるほか、市内の図書館で本の貸し出しができるようになります。機能を持たせるための手続きは、次のとおりです。

市民カードの機能を持たす

■住基カードを持っている場合

柳川庁舎市民課や大和・三橋庁舎市民サービス課に、お持ちの住基カードと市民カードや印鑑登録証を持参して、手続きをしてください。手続きにかかる手数料は無料です。

■住基カードを持っていない場合

新しく住基カードを発行する必要があります。柳川庁舎市民課や大和・三橋庁舎市民サービス課に申し込んでください。住基カードの発行手数料とし

て500円が必要です。

図書館利用カードの機能を持たす

まず柳川庁舎市民課や大和・三橋庁舎市民サービス課で、住基カードの多機能化を済ませてください。その後、住基カードと図書館利用カードを最寄りの図書館に持参して、手続きをしてください。手数料は無料です。

10月1日から8日まで 自動交付機が利用できません

自動交付機で住基カードが使えるようにシステムを変更するため、すべての庁舎の自動交付機が10月1日から8日まで使えなくなります。期間中は各庁舎の窓口をご利用ください。なお窓口の開設時間は午前8時30分から午後5時までです。また土日は窓口を開設しませんのでご注意ください。

問い合わせは、市民課 ☎77・8472) または、市立図書館 ☎74・4111) まで。

「柳川市民の森」の下草刈りボランティアを募集

八女市矢部村にある「柳川市民の森」の下草刈り作業をするボランティアを募集します。矢部川とその支流のきれいな水を守るため、森を守る作業に参加してみませんか。

■日時 10月21日（日）、午前7時50分に市大和庁舎集合、午前8時バスで出発、午後5時ごろ解散、小雨決行

■対象者 市内に在住の人、先着40人（小学生以下は保護者同伴のこと）

■応募締切 10月5日（金）、参加費無料（昼食付）

※急な斜面で草刈りします。作業しやすい服装とすべりにくい靴で参加してください。また、家庭用の草刈りがまをご持参ください。

申し込み、問い合わせは、市農政課 ☎77・8732) まで。

